

## 名細地区・霞ヶ関北地区にお住いの皆様へ

**紙類の収集回数が「月1回」に変更になります。**

名細地区および霞ヶ関北地区において、モデル的に紙類の月2回収集を行ってきましたが、紙類の収集量の減少等を踏まえ、紙類の収集回数を見直すこととなりました。

令和5年10月1日から、紙類の収集回数が月1回となります。ご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

**【変更の概要】**

1 実施内容 紙類は「月2回」から「月1回」の収集になります。

2 開始時期 令和5年10月1日から

3 対象地区 名細地区・霞ヶ関北地区

**4 分け方・出し方**

紙類 ①新聞 ②段ボール ③紙パック ④雑がみ（本・雑誌・菓子箱・包装紙など）

⇒品目ごとにひもで縛る。ビニール袋は不可。細かいものは紙袋へ。紙パックは洗う。

⇒必ず朝8時までに出してください。雨の日も収集します。

**5 収集日程**

広報川越9月号と同時期に配布の「自治会別収集日程表（10月から紙類の収集が月1回になります）」をご覧ください。

※川越市ホームページでもご覧いただけます。



<問い合わせ先> 川越市 資源循環推進課 減量リサイクル推進担当 TEL049-239-6267